

求人者の皆様へ（求人申込み手続きのご案内～感染症拡大防止に向けて～）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、F A Xや郵送などによる手続きのご利用をお願いいたします。なお、引き続きハローワークは開庁していますので、窓口での相談・手続きもご利用いただけます。

1 求人申込みの方法について

当面の間、可能な限り、「求人申込書」のF A Xや郵送による申込み手続きをご活用いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

お申込みについてご不明な点があれば、ご利用のハローワークまでご相談ください。

2 求人者マイページからの求人申込みについて

初めて求人者マイページを通じて求人を申し込む場合や派遣・請負求人を申し込む場合など、一定の要件に該当する場合（※）には、仮登録完了画面及び仮登録完了通知メールに表示された期日まで（14日以内）にハローワークへ来所いただく必要があります。

ただし、当面の間、求人仮登録完了後14日以内に、ご利用のハローワークに直接、電話でご連絡（事業所名、申し込んだ日時や求人の内容等）いただくことにより、来所いただくことなく求人申込みの受理手続きを行うこともできます。この場合には、求人の受理までにお時間をいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

なお、ハローワークから求人申込み内容の確認や必要書類の提出等の依頼を電話やF A Xで行わせていただきますので、ご協力をお願いします。

※来所が必要な要件

- ・マイページを通じて初めて求人を申し込む場合（窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く）
- ・2020年1月以降、初めて障害者専用求人を申し込む場合
- ・2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人を申し込む場合
- ・2020年1月以降、初めて障害者（短時間）トライアル雇用求人を申し込む場合
- ・2020年1月以降、過去1年間に求人を申し込んでいない場合
- ・派遣・請負求人を申し込む場合

3 初めてハローワークに求人を申し込む場合

初めてハローワークに求人を申し込む場合は、求人申込み在先立ち、事業所登録を行っていただく必要があります。当面の間、事業所登録手続きについては、可能な限り「事業所登録シート」をF A Xや郵送による手続きをご活用いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。お手続きの際は、あらかじめ、事業所所在地を管轄するハローワークにご相談ください。

なお、ハローワークから登録内容の確認や必要書類の提出等の依頼を電話やF A Xで行わせていただきますので、ご協力をお願いします。後日、事業所を訪問させていただく場合もありますので、その点もご了承ください。

速やかに事業所登録を行うため、できるだけハローワークインターネットサービス（求人者マイページ）ではなく、F A Xによる登録をお願いします。

なお、ハローワークインターネットサービス（求人者マイページ）から事業所仮登録を希望される場合は、過去の登録状況等を確認させていただきますので、入力前に必ず事業所所在地を管轄するハローワークにご相談ください。

（2020年3月17日に掲載したお知らせの内容を更新し、掲載しています。）

（2020年3月27日に掲載したお知らせの内容を更新し、掲載しています。）